名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
常陸大宮及び周辺地域の和紙生産用具と製品　二五三点	生産用具　二三〇点 製品　二三点	常陸大宮市	茨城県常陸大宮市中富町三一三五番地の六
金沢の売薬製造・販売用具　一〇六七点	製造用具　七七五点 販売用具　二九二点	金沢市	石川県金沢市広坂一丁目一番一号
大人の花祭用具及び関連資料　一九四点	花祭用具　一四〇点 関連資料　五四点	東栄町	愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑二五番地
播州三木の鍛冶用具と製品　六二四点	鍛冶用具　三二四点 製品　三〇〇点	三木市	兵庫県三木市上の丸町一〇番三〇号

○厚生労働省告示第四十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項及び第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

ただし、米、小麦、大麦、とうもろこし、その他の穀類、てんさい、その他の野菜、べにばなの種子、綿実、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するＴＣＭＴＢの量の限度、らっかせい、クレソン、その他のあぶらな科野菜、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、にら、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、ほうれんそう、未成熟えんどう、その他の野菜、もも、その他のベリー類果実、ぶどう、アボカド、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、その他のナッツ類、その他のスパイス、その他のハーブ、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分に残留するアバメクチンの量の限度、豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓及び豚の食用部分に残留するセデカマイシンの量の限度、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、かんしょ、しゅんぎく、ねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、たけのこ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、その他の野菜、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のハーブに残留するピリダベンの量の限度並びに米、ライ麦、とうもろこし、そば及びその他の穀類に残留するフルトリアホールの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によるものとし、公布の日から起算して一年を経過した日までに製造され、又は輸入された器具又は容器包装については、なお従前の例によることができる。

平成二十五年三月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

第１のＡの６の⑴の表のアセキノシルの項を次のように改める。

アセキノシル	
小豆類	0.5ppm
やまいも	0.2ppm
その他のきく科野菜	15ppm
ピーマン	2ppm
なす	1ppm
その他のなす科野菜	1ppm
きゅうり	0.5ppm
かぼちゃ	0.5ppm
しろうり	0.7ppm
すいか	0.1ppm
メロン類果実	0.1ppm
まくわうり	0.7ppm
その他のうり科野菜	1ppm
その他の野菜	0.2ppm
みかん	2ppm
なつみかんの果実全体	1ppm
レモン	2ppm
オレンジ	2ppm
グレープフルーツ	1ppm
ライム	0.7ppm
その他のかんきつ類果実	1ppm
りんご	0.7ppm
日本なし	1ppm
西洋なし	1ppm
マルメロ	0.4ppm
びわ	0.4ppm
もも	0.1ppm
ネクタリン	1ppm
すもも	0.7ppm
うめ	2ppm
おうとう	2ppm
いちご	2ppm
ぶどう	0.5ppm
パパイヤ	1ppm
マンゴー	0.5ppm
その他の果実	2ppm
くり	0.02ppm
ペカン	0.02ppm
アーモンド	0.02ppm
くるみ	0.02ppm
その他のナッツ類	0.02ppm
茶	40ppm
ホップ	15ppm
その他のスパイス	5ppm
その他のハーブ	10ppm